

令和5年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 充当内訳書

総務省自治税務局都道府県税課長通知「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費について下記のとおり明示します。

(歳 入)

地方消費税交付金	881,962	千円
うち社会保障財源化分	500,518	千円

(歳 出)

「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費	8,128,115	千円
------------------------------	-----------	----

【経費の内訳】

(単位:千円)

経 費 名	経 費	財 源 内 訳				うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
		国県支出金	地方債	その他	一般財源		
民 生 費	社 会 福 祉 費	3,126,040	1,381,028	32,300	73,742	1,638,970	194,155
	児 童 福 祉 費	3,606,620	1,459,644	104,100	267,787	1,775,089	210,280
	生 活 保 護 費	322,778	224,190	0	0	98,588	11,679
	小 計	7,055,438	3,064,862	136,400	341,529	3,512,647	416,114
衛 生 費	保 健 衛 生 費	760,821	132,383	177,400	43,568	407,470	48,270
	清 掃 費	311,856	0	0	6,832	305,024	36,134
	小 計	1,072,677	132,383	177,400	50,400	712,494	84,404
合 計	8,128,115	3,197,245	313,800	391,929	4,225,141	500,518	

「社会保障4経費」・・・ 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費
(消費税法第1条第2項)

「その他社会保障施策」・・・ 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策